

環境委員会資料

令和3年 2月10日

【所管事務の調査（報告）】

行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査結果について

交 通 局

行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査結果について

1 調査概要

(1) 調査対象

令和2年12月1日時点において交通局所有の財産を民間企業や市長事務部局等に使用させているもの(99件)

【内訳】

・行政財産目的外使用許可	16件	(バス折返し所用地の駐車場所としての使用許可など)
・行政財産・普通財産貸付け	73件	(市電跡地の資材置き場等としての貸付など)
・行政財産使用承認	10件	(営業所車庫フェンスの小学校案内板設置など)

(2) 調査期間

令和2年12月25日～令和3年1月15日

(3) 調査内容

使用許可等ごとに、光熱水費等の有無、算定方法、徴収状況などについて確認した。

2 調査結果 (一覧は次ページ参照)

当局では、「光熱費等の算定に疑義が生じているもの」に分類されるものとして、**3件**の事案を確認した。

(1) 使用許可に係る事案 1件

飲料自動販売機(カップ式)の設置事案1件について、設置場所の環境から水道管及び子メーターを接続することが困難なため、給水タンクを使用する形態の自動販売機を導入し、設置事業者と決めた方法で水道料金を徴収しているが、取決書(設置事業者と取り交わした使用許可に付随する書類)と実際の徴収方法に齟齬が生じているもの。

(2) 貸付に係る事案 2件

飲料自動販売機(缶、ペットボトルを販売するもの)の設置事案2件について、販売機設置業者が設置する電力メーターに基づき、電気使用量を算定し、電気料金を徴収しているが、そのメーターの有効期限(10年)が超過(6か月と9か月)しているもの。

3 検証

(1) 使用許可に係る事案

水道使用量については、販売数量等に応じて算定していることから、妥当なものと考えている。

(2) 貸付に係る事案

有効期限前後において電気使用量に大きな変動はなく、電気メーターに誤作動は見受けられないことから、電気使用量の算定に疑義はないものと考えている。

4 今後の対応

(1) 使用許可に係る事案への対応

取決書については、実態に合った内容に変更する。

今後については、実際の運用との間に齟齬が生じないよう契約などの際に確認を徹底する。

(2) 貸付に係る事案への対応

有効期限が切れた電気メーターは、設置業者に指摘し、交換したことを確認している。

今後については、有効期限切れがないよう設置業者に対して指導を徹底する。

【調査結果の件数の内訳】

内 容		使用 許可	貸付	使用 承認	合計
1	公有財産の附帯設備等を使用していないもの（光熱水費等がかからないもの）	11	61	5	77
2	公有財産の附帯設備等を使用しているもの（光熱水費等がかかるもの）【a+b】	5	12	5	22
	a 光熱水費等を徴収しているもの	4	12	5	21
	適切な光熱水費等を徴収しているもの	3	10	5	18
	光熱水費等の算定に疑義が生じているもの	1	2	0	3
	b 光熱水費等を徴収していないもの	1	0	0	1
	使用者等が附帯設備事業者に直接光熱水費等を支払っているもの	1	0	0	1
	使用者等から適切な事由により光熱水費等を徴収しておらず、許可書等にも不備がないもの	0	0	0	0
	許可書等において光熱水費等の負担が条件として表示しているが、徴収しないことに適切な事由があると考えられ、使用者等から光熱水費等を徴収していないもの	0	0	0	0
	使用者等から光熱水費等を徴収すべきものであるが徴収していないもの	0	0	0	0
合計件数【1 + 2】		16	73	10	99